

仕 様 書

1 業務の名称

サッカー用備品移設業務 一式

2 業務の概要・目的

ふたば未来学園中学校・高等学校（以下「学校」という。）のサッカーグラウンド整備に伴い、現在借用している広野町サッカー場に仮置きしているサッカー用備品の移設、設置据付等を円滑に実施することを目的とする。なお、業務の遂行に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を上げなければならない。

3 履行場所

移設元及び移設先は次のとおりとする。なお、広野町サッカー場及び学校サッカーグラウンドの詳細は、別紙「平面図」を参照すること。

(1) 移設元

広野町サッカー場

福島県双葉郡広野町大字大字下北迫字岩沢 31-8

(2) 移設先

学校サッカーグラウンド

福島県双葉郡広野町大字下北迫字岩作 137 番地内

4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

5 業務内容

(1) 移設物品

乙は、別紙1「移設物品一覧」に記載されている物品について、3の移設元から移設先まで甲の指示に従い、移設、据付設置すること。

(2) 現場確認

乙は、業務実施にあたり、甲の立会いのもと、事前に現場確認を行うことができるものとする。

(3) 養生

ア 養生の場所

乙は、搬出入の対象となる全ての施設の搬出入口、階段、フェンス、必要と思われる通路部分等となる場所で、損傷の恐れがある場所全てに養生を施すこととする。ただし、やむを得ない理由により養生ができない場所については、甲と協議のうえ、業務を実施するものとする。

イ 養生の実施時期

乙は、搬出入作業に必要となる養生を、作業が行われる前日までに完了させるものとする。ただし、甲が別途指示した場合は、それに従うものとする。なお、養生実施後には、甲の確認を受けるものとする。

ウ 養生の維持

乙は、養生実施後、本業務が終了するまでの間、養生資材の破損や脱落等が発生した場合の補修等を速やかに行い、施設を破損しないよう維持するものとする。

エ 養生の撤去

乙は、業務が終了した部分の養生の撤去について、甲の指示に従い速やかに実施するものとする。

オ 原状回復

乙は、養生の撤去に際し、施設の損傷や汚れ等の有無等について、甲の確認を受けるものとする。また、養生を実施した部分に損傷又は汚れ等が認められた場合は、乙は、甲の指示に基づき、乙の負担により、原状回復を図るものとする。

(4) 移設作業の準備

ア 作業工程、移設レイアウトの確認

乙は、移設物品の移設準備、運送順序、設置場所の確認に関して、甲と打合せのうえで決定し実施すること。

イ 搬入場所へのマーキング等

乙は、移設物品の搬入や配置等の作業を円滑に行うため、搬入作業に伴う搬入先の地面等のマーキングについて、芝面等が損傷しない範囲で行うことができるものとする。

なお、マーキング実施の時期、期間等については、甲と協議のうえ決定すること。

ウ 移設物品の確認

乙は、移設物品について、別紙1「移設物品リスト表」と現物が一致しないとき、誤記や脱漏があるとき、または予期することができない状態を発見した時は、速やかに甲に連絡し、甲の指示を受け処理するものとする。

(5) 移設作業の実施

ア 作業実施上の留意事項

乙は、作業の実施に当たっては、次の(a)から(d)に留意して行うものとする。

(a) 梱包・運搬

移設物品は、それぞれの特性、規格、用途に応じ、最も適した方法で梱包・運搬等を行い、作業中の損傷、破損等が無いように十分配慮すること。

(b) 天候対策

乙は移設作業時に予想される降雪雨や落雷などの天候の変化に対し、十分な対策を講じること。

(c) 学校運営への影響の最小化

学校行事、授業等の学校運営の支障にならないよう、移設作業の準備、移設物品の運搬作業や運搬順序、設置場所等について、十分に甲と協議・調整しながら作業を行うこと。

(d) 梱包資材の提供及び回収、撤去

① 梱包に使用する資材（段ボール、紙テープ、養生テープ等）は機器類の特徴に合わせ、大きさ、強さ等を選定すること。

② 梱包資材として、折り畳みコンテナ等を所有している場合は極力使用するなど、廃棄物の発生の抑制に努めること。

イ 移設物品の取扱い

乙は、移設物品について、解体・梱包・運搬・開梱・設置・調整等の各作業を次の(a)から(c)に定める事項に留意し、実施するものとする。

(a) 梱包・運搬

乙は、移設物品の保護のため、必要な梱包、揺れ止めの固定等を施し運搬すること。

(b) 設置・据付

乙は、甲により指定された場所へ運搬後、甲の指定する場所に設置し、据付けること。

(c) 梱包資材の回収・撤去は、開梱が終了した後速やかに行い、残置しないこと。

ウ 転倒防止措置

機器等については、甲の指示に基づき、乙が転倒防止の措置を行うものとする。

エ 清掃

乙は、作業が完了したときは、移設元・移設先の清掃をするとともに、損傷、汚損等

の有無を確認し、損傷、汚損等があった場合は甲に報告し、指示に従い措置すること。

6 作業計画書等

乙は、業務実施に当たり、次の書類を甲が別途指定する日までに提出し、承認を受けることとする（様式は任意とする。）。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 作業計画書

7 安全確保

乙は、業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、第三者のほか、甲の担当者、その他関係者の安全確保に万全を期すとともに、事故防止に努めること。

8 事故の防止及び補償

乙は、業務中において乙の責めに帰すべき理由により、次に掲げる(1)から(6)の人身事故、物損事故、業務対象物品の破損・遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償等を乙の責任において行うものとする。

- (1) 第三者、甲の担当者その他関係者及び乙の従業員の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故
- (3) 移設元及び移設先の敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する物損事故
- (4) 移設物品に対する事故（機器類の性能の原状回復ができない場合を含む）
- (5) その他本業務の乙の責めに帰すべき事由による事故

9 秘密の保持等

乙は、業務の実施に当たり、業務遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

10 遵守事項

乙は、業務の実施に当たり次の(1)から(3)の事項を遵守する。

- (1) 乙は、業務の従事者をあらかじめ甲に届けること。また、従事者に氏名札、腕章等を着用させ当該者が本業務の従事者であることを明らかにすること。
- (2) 本業務に関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (3) 業務に際しては、近隣住民に迷惑をかけないように最大限配慮すること。

11 完了報告

- (1) 乙は、本業務が完了したときは、業務完了報告書を提出し、甲の検査を受けること。
- (2) 業務完了報告書には、次の書類を添付すること。

ア 移設作業前後の作業状況を撮影した写真

写真について、資料が膨大になる場合は、抜粋して印刷したものを報告書に添付し、デジタルデータ（DVD等）による提出を認めるものとする。

イ 作業実施内容一覧、作業日報等、本業務において作成した書類

ウ その他必要な書類

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、作業を円滑に実施するため、その都度、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

移設物品一覧

1 物品の機種及び数量

- (1) スポーツベンチ 4基
中村製作所 RF-44B (特注) 5席タイプ 据置式
- (2) サッカーゴール 2対
RUITAKA RT-F011935
- (3) サッカーゴールネット 2対
RUITAKA RT-N160502
- (4) サッカーゴール用砂袋 28袋
RUITAKA RT-F010977
- (5) 壁打ちリバウンダー 4台
fungoal 3.6m
- (6) ヘディング練習機 1台
ショウワスポーツ PD2
- (7) スコアボード 1台
RUITAKA RT-S180907
- (8) 文字板 1台
RUITAKA RT-S180120
- (9) 物置 1台
稲葉製作所 NXN-92S/PG
- (10) 全自動製氷機 1台
ホシザキ IM-55TM-1
- (11) バレット 5基
RUITAKA RT-F010984
- (12) 連結トローリー 1基
RUITAKA RT-F010986
- (13) 冷蔵庫 1台
SHARP SJ-14T
- (14) 洗濯機 2台
SHARP ES-GE55K
Haier JW-K50F